

上場株式等に係る配当所得等 及び譲渡所得等の申告はお早めに

市民税・県民税が源泉徴収されている上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等につき、市民税・県民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、対象となる年度の市民税・県民税納税通知書の送達までに、税務署への確定申告書又は市役所への市民税・県民税申告書を提出してください。

また、これらの所得につき、市民税・県民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合には、対象となる年度の市民税・県民税納税通知書の送達までに、税務署への確定申告書とは別に市役所への市民税・県民税申告書を提出してください。

※確定申告書(第二表)の下段「住民税・事業税に関する事項」の「住民税」のうち、確定申告書A様式は「特定配当等の全部の申告不要」欄、確定申告書B様式は「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に、それぞれ「○」を記載された人は、上記の申告は必要ありません。

納税通知書の送達時期＝

市民税・県民税を給与から天引きされる人(特別徴収)	5月中旬
市民税・県民税を給与天引き以外で納付される人(普通徴収)	6月上旬

問合せ＝税務課 市民税係(内線281～283)

令和4年度 国民年金保険料の 納付書を発送します

4月上旬に日本年金機構より、令和4年度国民年金保険料の納付書が送付されます。

納期限等にご注意いただき、金融機関かコンビニエンスストアで納付をお願いします。

令和4年度 国民年金保険料＝16,590円(月額)

※市役所では納付できません。

※前納される場合は納期限にご注意ください。

※現在口座振替等を利用している人には、別途通知が送付されますので、確認してください。

※保険料の免除等を考えている人は、下記にて手続きをしてください。

※現在、全額免除を承認されている人は、6月まで承認となるため、4月には納付書が送付されません。一部免除を承認されている人は、4～6月分の一部免除額の納付書が送付されます。

問合せ＝奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1371)、市保険年金課 国民年金係(内線325・326)

令和4年度「学生納付特例制度」 の申請受付がはじまります！

～4月から受付を開始。申請はお早めに！～

20歳から60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料の納付が義務づけられています。しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生の人には、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、社会人になってから保険料を納めることができる「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生＝大学(大学院)・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校等

※夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

※各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。

承認期間＝令和4年4月～令和5年3月まで

～申請は毎年必要です！～

申請＝年金事務所から学生納付特例申請のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください

市役所での手続きは必要ありません

※ハガキが送られてこなかった人は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)と学生証(写しでも可)を持参して、市保険年金課国民年金係窓口へ。家族の人でも手続きはできます。

※保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合がありますので注意してください。

～就職したら追納しましょう～

納付猶予期間は、納付した期間に比べ受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば後から納付(追納)することができます。将来の年金額を増やすためにも、おすすめします。

※保険料の追納には、申込書の提出が必要です。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1371)

(保険年金課 国民年金係)

